

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則
一部を改正する規則

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則(昭和六十三年福島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

資金は、条例第一条に規定する建設事業及び石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のための公共施設等整備事業と、同条に規定する市町村財政の健全化に資する事業のための財政健全化事業とに区分する。

第二条第三項中「含む。」の下に「別表第一から別表第三までを除き、」を加える。

附則第九項中「準過疎地域振興枠の部建設事業の項に規定する準過疎地域振興枠建設事業対象町村」を「公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に規定する準過疎地域振興事業対象町村」に、「準過疎地域振興枠の部建設事業の項各号」を「公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項各号」に、「一般事業枠又は準過疎地域振興枠の部建設事業の項」を「公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項」に、「準過疎地域振興枠」を「公共施設等整備事業枠」に改める。

附則第十項及び第十一项を削る。

附則第十二項中「前項の表1の項」を「別表第一」に、「特定市町村緊急財政健全化事業枠」を「特定市町村緊急財政健全化事業に係る資金」に改め、同項を附則第十項とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。
別表第一(第二条関係)

区 分	貸 付 対 象 事 業	
	事業名	内 容
公共施設等整備事業枠	一般事業	次の各号(第一号から第四号までに掲げる事業にあつては、建設事業に限る。)のいずれかに該当する事業 一 交通通信施設の整備に係る事業 二 教育文化施設の整備に係る事業 三 厚生福祉施設の整備に係る事業 四 産業振興施設の整備に係る事業 五 石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業 六 その他知事が特に必要と認める事業
	特別事業	次の各号のいずれかに該当する事業 一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。)第四条第一項の財政健全化計画又は市町村財政計画(知事が別に定める方法により市町村が策定した計画をいう。)を策定している市町村(以下「財政計画策定市町村」という。)が実施する事業 二 市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること)で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村(以下「合併市町村」という。)が実施する事業のうち当該市町村の合併が行われた日の属する会計年度からこれに続く十会計年度までの間に実施する事業 三 知事が別に定めるところにより合併重点支援地

<p>公社等経 営健全化</p>	<p>財政健全化事業 公債費負 担軽減事 業</p>	<p>準過疎地 域振興事 業</p>	<p>域として指定した地域をその区域に含む市町村（以下「合併重点支援地域市町村」という。）が当該指定した地域において実施する事業又は地方自治法第七条第一項の規定による市町村の廃置分合の申請後の当該申請に係る合併に係る市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となる市町村に限る。以下「合併関係市町村」という。）が実施する事業のうち平成二十一年度までの間に実施する事業</p> <p>四 石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業</p>
<p>次の各号のいずれかに該当する事業 一 市町村の将来負担比率（健全化法第二条第四号</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する事業 一 この基金の貸付金以外の資金により起こした地方債（以下「通常債」という。）のうち貸付利率が知事が別に定める基準以上である地方債の借換え 二 附則第三項に規定する特定市町村財務処理緊急適正化事業枠及び特定市町村緊急財政健全化事業枠（福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則（平成二十一年福島県規則第二十号）による改正前の福島県市町村振興基金貸付規則附則第十一項に規定する事業枠をいう。）として貸し付けた貸付金により起こした地方債（以下「特定基金地方債」という。）のうちその最終の償還期日の属する会計年度において知事が特別に認める地方債の借換え</p>	<p>次の各号（第一号から第四号までに掲げる事業にあつては、建設事業に限る。）のいずれかに該当する事業 一 交通通信施設の整備に係る事業 二 教育文化施設の整備に係る事業 三 厚生福祉施設の整備に係る事業 四 産業振興施設の整備に係る事業 五 その他知事が特に必要と認める事業</p>	<p>域として指定した地域をその区域に含む市町村（以下「合併重点支援地域市町村」という。）が当該指定した地域において実施する事業又は地方自治法第七条第一項の規定による市町村の廃置分合の申請後の当該申請に係る合併に係る市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となる市町村に限る。以下「合併関係市町村」という。）が実施する事業のうち平成二十一年度までの間に実施する事業</p> <p>四 石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業</p>

別表第二（第二条関係）

区 分	公共施設等整備 事業枠	対 象 市 町 村	事業
<p>特別事業 一 財政計画策定市町村 二 合併市町村（実質公債費比率が十八パーセント</p>	<p>一般事業 一 財政計画策定市町村 二 合併市町村（実質公債費比率が十八パーセント</p>	<p>対象事業 一 一般事業 二 特別事業</p>	<p>特定市町村緊急財政健全化事業 地方財政法第五条各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合における事業（平成二十一年度を実施する事業に限る。）のうち知事が特に必要と認める事業（公債費負担軽減事業又は公社等経営健全化事業に該当するものを除く。） 三 知事が別に定めるところにより策定した公立病院改革プラン（以下単に「公立病院改革プラン」という。）に基づいて市町村が実施する当該公立病院改革プランに係る病院事業の経営健全化事業 二 地方公営企業法第二条第二項及び第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する病院事業（以下単に「病院事業」という。）を経営する市町村（病院事業を一部事務組合が経営する場合における当該一部事務組合を組織する市町村を含む。）が実施する事業のうち当該病院事業に係る資金不足比率（健全化法第二十二条第二項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）の計画的な低減に資する事業 一 知事が別に定めるところにより策定した公立病院改革プラン（以下単に「公立病院改革プラン」という。）に基づいて市町村が実施する当該公立病院改革プランに係る病院事業の経営健全化事業</p>

準過疎地域振興事業	<p>以上の市町村（以下「特定市町村」という。）にあつては、財政計画策定市町村に限る。）</p> <p>三 合併重点支援地域市町村又は合併関係市町村（特定市町村にあつては、財政計画策定市町村に限る。）</p>
<p>次の各号のいずれかに該当する町村のうち、準過疎地域自立促進計画（知事が別に定める方法により町村が策定した準過疎地域における自立の促進に関する計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいて別表第一に規定する準過疎地域振興事業を実施する町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする町村を除く。以下「準過疎地域振興事業対象町村」という。）</p> <p>一 平成十年度の財政力指数（地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基礎財政需要額で除して得た数値で当該年度を含む過去三箇年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。以下同じ。）が〇・四二以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村（特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。）</p> <p>ア 昭和三十五年の国勢調査の結果による人口と平成七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率（以下この号において単に「人口減少率」という。）が〇・二五以上〇・三未満であること。</p> <p>イ 人口減少率が〇・二一以上〇・二五未満であり、かつ、平成七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・一九以上であること。</p> <p>ウ 人口減少率が〇・二一以上〇・二五未満であり、かつ、平成七年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一八以下であること。</p> <p>エ 昭和四十五年の国勢調査の結果による人口と平成七年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率が〇・一六以上〇・一九未</p>	
財政健全化事業	<p>満であること。</p> <p>二 平成十二年度の財政力指数が〇・四二以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村（特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。）</p> <p>ア 昭和四十年の国勢調査の結果による人口と平成十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率（以下この号において単に「人口減少率」という。）が〇・二五以上〇・三未満であること。</p> <p>イ 人口減少率が〇・二一以上〇・二五未満であり、かつ、平成十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・一九以上であること。</p> <p>ウ 人口減少率が〇・二一以上〇・二五未満であり、かつ、平成十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一八以下であること。</p> <p>エ 昭和五十年の国勢調査の結果による人口と平成十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率が〇・一六以上〇・一九未満であること。</p>
公債費負担軽減事業	<p>次の各号のいずれかに該当する市町村</p> <p>一 特定市町村のうち財政計画策定市町村</p> <p>二 特定基金地方債の借換えを前提とする自主的財政再建計画又は自主的な財政の健全化のための計画（以下これを「自主的財政健全化計画」という。）を策定し、及び住民に対し当該自主的財政健全化計画の公表を行った市町村</p>
公社等経営健全化事業	<p>次の各号のいずれかに該当する市町村</p> <p>一 土地開発公社の債務についての保証契約に係る債務負担行為をしている市町村のうち財政計画策定市町村</p> <p>二 資金不足比率が健全化法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である病院事業の資金不足比率を低減させるための事業計画を策定している市町村（一部事務組合を組織する市町村を含む）</p>

別表第三 (第三条関係)

備考 この表に規定する数値(実質公債費比率を除く。)を算定する場合の端数処理については、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第三条の例による。

区 分	対象事業	貸付利率	償還期間
公共施設等整備事業枠	一般事業	貸付日における財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第十条第一項の規定により財政融資資金が地方公共団体に對し普通地方長期資金として貸し付けられる場合の貸付利率のうち償還期間十年(うち据置期間一年)の元利均等年賦償還に對応する貸付利率(以下「財政融資資金の貸付利率」という。)	十年(うち据置期間一年)
<p>特定市町村緊急財政健全化事業</p> <p>次の各号のいずれにも該当する市町村</p> <p>一 平成十九年度の決算において健全化法第八条第一項本文に規定する場合に該当する市町村又は平成二十年度以降の決算において同項本文に規定する場合に該当し、若しくは該当するおそれがあると認められる市町村</p> <p>二 次のいずれかに該当する市町村</p> <p>ア 健全化法第四条第一項に規定する財政健全化計画を定めている市町村</p> <p>イ 次の事項について定めた条例を制定して自主的に財政の健全化を実施する市町村</p> <p>(1) 議会の議決を経て自主的財政健全化計画を策定すること。</p> <p>(2) 自主的財政健全化計画及びその進ちよく状況を住民に公表すること。</p> <p>三 公立病院改革プランを策定している市町村(公立病院改革プランを策定している一部事務組合を組織する市町村を含む。)</p>			

特別事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率。ただし、財政計画策定市町村、合併市町村、合併重点支援地域市町村及び合併関係市町村が実施する事業のうち知事が特に必要と認める事業に係るものは、無利子とすることができる。	十年(うち据置期間一年)。ただし、財政計画策定市町村、合併市町村、合併重点支援地域市町村及び合併関係市町村が実施する事業に係るものは、十年(うち据置期間一年)又は十五年(うち据置期間二年)
準過疎地域振興事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率	十年
公債費負担軽減事業	一 通常債の借換えにあつては、貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率 二 特定基金地方債の借換えにあつては、貸付日における財政融資資金の貸付利率(知事が特に認める場合は、当該貸付利率以下の利率で知事が別に定める利率)	借換えを行おうとする地方債の最終の償還期日の属する年度の三月二十五日までの期間(特定基金地方債の借換えのうち知事が特に必要と認める場合は、十年又は十五年)
公社等経営健全化事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率	十年(うち据置期間一年)
特定市町村緊急財政健全化事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率	十五年

備考 1 初年度の利息は、日割り計算の方法により貸付日の翌日から計算するものと

する。この場合において、閏年にあつては、一年を三百六十六日として計算する。

2 この表に規定する貸付利率を算定する場合に、当該貸付利率に小数点第三位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた利率とする。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第二条第一項の一般事業枠、特別事業枠及び準過疎地域振興枠並びに附則第十一項の特定市町村緊急財政健全化事業枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第一条に規定する資金については、なお従前の例による。

(市町村財政課)